

木農水第1847号-2
令和8年1月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	木更津市 (12206)
地域名 (地域内農業集落名)	中里地区 (中里集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 年 月 日 (第 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の農用地等の面積は、27haで、耕地面積は、14ha(51%)であり、木更津市農業委員会による令和6年度農地利用状況調査では、耕作放棄地が、3ha(12%)、保全管理(休耕地)が、9ha(35%)、その他が1ha(2%)という結果であった。

地区内の農地所有者59名に対しアンケートを実施し、39名の方から回答を得られた。アンケートの結果などから、地域農業の現状・課題として以下のようなものが挙げられる。

- ・地区内の農業者は9名であり、水稻、露地野菜、施設野菜などが栽培されている。
- ・後継者の有無に関して、「いる」が6名、「いない」が28名という結果から後継者不足が課題となっていると考えられる。
- ・10年後の展望に関して、「後継者へ継承」が4件、「現在の規模を維持」が7件、「規模を縮小して農業を継続」が4件、「貸出・売却し離農する」が20件、「既に農地を全て貸している」が6件だった(複数回答あり)。
- ・「後継者に継承」と回答した方のうち、後継者の耕作規模の意向として、「現状維持」が2名と「規模縮小」が1名という結果だった(未回答1名)。現状の意向として後継者の方々の中に規模拡大をするという方がいないことから、現状のままでは更なる耕作放棄地の拡大が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・耕作している農地の規模縮小や離農を希望している方が大半を占める中、農地を維持していくためには、耕作されている農地やその周りの農地を中心に集約・集積を図り、農地の効率化に取り組む必要があると考えられる。
- ・新規就農者や企業参入への農地貸付けに、「可能」又は「条件によっては可能」と回答した方が4割程度おり、地域外も含め、多様な人材を確保することが重要だと考えられる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	後で集計 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	後で集計 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

現在耕作されている農地を中心に集約・集積を図り、農地の効率化を促進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を活用し、目標地図に位置付ける者への集約を図っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、補助事業を活用する等検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

千葉県、木更津市(農業委員会を含む)や木更津市農業協同組合などの関係機関と連携を図ることで、地域内外から多様な経営体の確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、農業者が適切なサービスを活用できるようにすることで、遊休農地の解消・防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害に対して、適切な対策を講じ、被害の減少を図る。

⑦耕作放棄地の解消に向け、担い手の確保とともに、耕作に適さない農地の保全・管理が行える仕組みづくりや事業体の情報収集に取り組む。

⑩農地の追加や除外をするなど、地域計画の変更に関する事項については、地権者と耕作者間で協議し、お互いに合意したうえで決定をする。なお、決定事項は、回覧等で事後報告をすることとする。

⑩年1回の地域計画の見直しについて、事前の申し出等により修正された地域計画変更案等を公表し、公表したことを回覧等で周知し意見を募る形式とする。

⑩今後行われる地域計画(案)の確認は、方針等の変更に関する事項を除き、軽微な変更等については、地元代表者(区長、事業部委員)が確認することで地元確認と置き換える。

但し、最終的な地域計画については、関係者の決議(書面決議を含む。)により決定する。